

名古屋市ブロック塀等撤去助成の取扱い

1. 補助対象となるブロック塀等

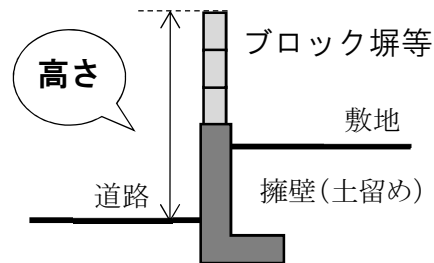
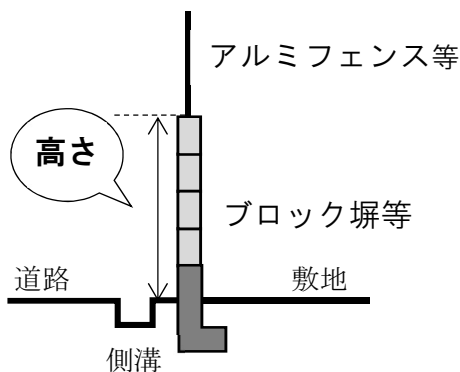
以下の塀及び門柱等

- ・コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造
- ・組み立て式コンクリート塀、石の列柱塀等

※対象外：アルミフェンス、トタン塀・木塀など軽い素材の塀、コンクリート塀

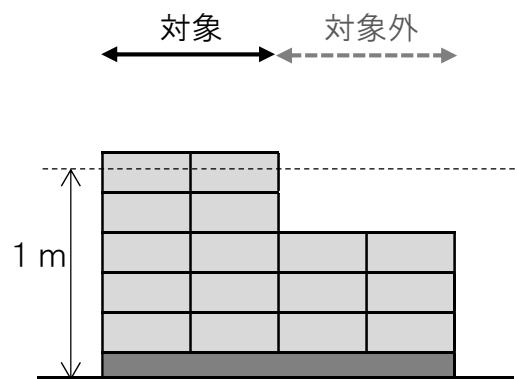
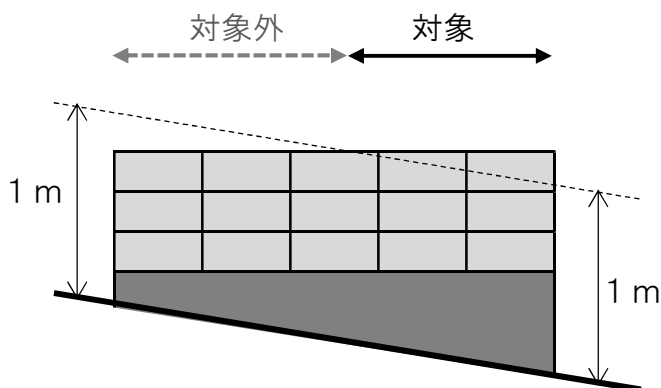
2. 「高さ」について

① 高さの測り方



※擁壁（土留め）も高さを含める

② 高さが途中で変わる場合（道路に面する高さ1 m以上の部分のみ補助対象）

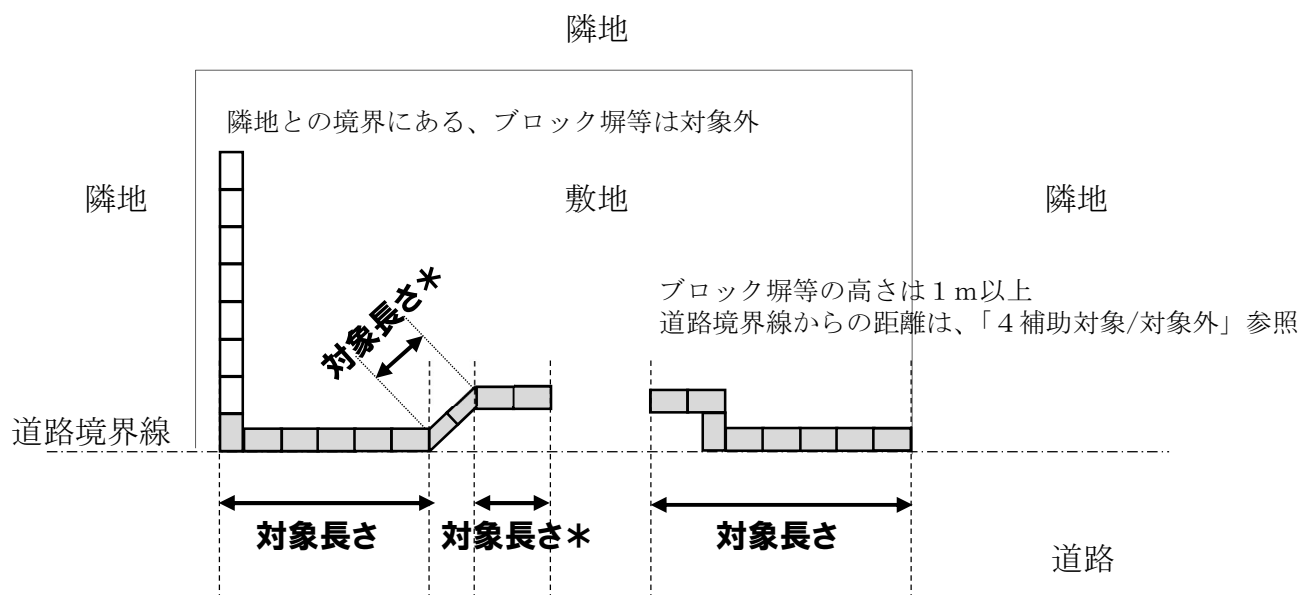


※道路に面する高さ1 m以上のブロック塀等を撤去するものが対象です。

※撤去後は、ブロック塀等の高さを道路面より1 m未満にする必要があります。よう壁（土留め）の上にブロック塀等がある場合はよう壁を含めて1 m未満です。よう壁が1 m以上の場合は、よう壁の上にあるブロック塀等は全て撤去する必要があります。

※木密4地区（木造住宅密集地域4地区）においては、地表面より上部に存するブロック塀等を全て撤去（よう壁を除く。）する必要があります。

3.「長さ」について

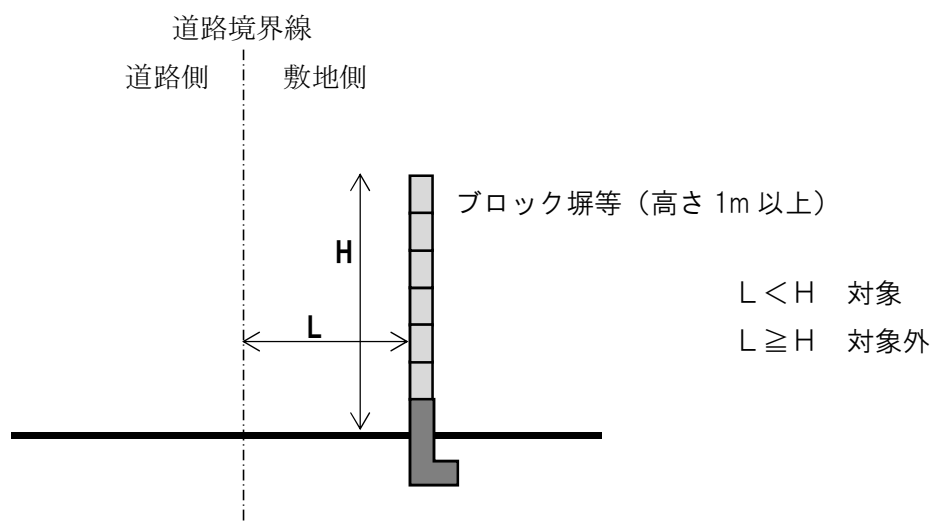


- 補助対象となる撤去長さ（**対象長さ**）には、控え壁等の長さは含まれません。
（補助対象経費には、控え壁等の撤去を含めることができます。）

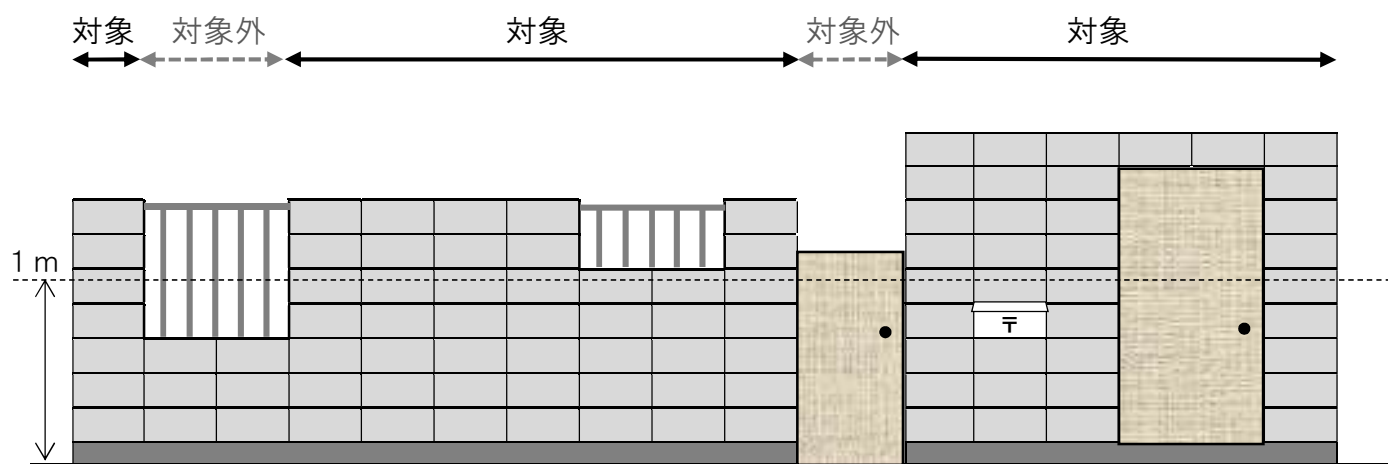
4. 補助対象／対象外について

① ブロック塀等が道路境界線より後退している場合

ブロック塀等の高さ（H）が、道路境界線からブロック塀等までの水平後退距離（L）を超える場合は、補助対象です。



② 付属物等がある場合



（道路面からの高さ 1 m 以上に、ブロック塀がある部分が対象）

5. 補助金額の算定例

補助率が撤去費用の 1/2、メートル単価 6,000 円/m、限度額 10 万円の場合で算定

例 1 撤去長さ 10m、撤去費用の見積金額 100,000 円の場合

- ・見積り $100,000 \text{ 円} \times 1/2 = \underline{50,000 \text{ 円}}$
- ・メートル単価 $10 \text{ m} \times 6,000 \text{ 円} = 60,000 \text{ 円}$
- ・限度額 $100,000 \text{ 円}$

上記を比較して低い額を採用しますので、ブロック塀撤去費用の見積額により決まり、補助金額は 50,000 円 となります。

例 2 撤去長さ 10m、撤去費用の見積金額 150,000 円の場合

- ・見積り $150,000 \text{ 円} \times 1/2 = 75,000 \text{ 円}$
- ・メートル単価 $10 \text{ m} \times 6,000 \text{ 円} = \underline{60,000 \text{ 円}}$
- ・限度額 $100,000 \text{ 円}$

上記を比較して低い額を採用しますので、メートル単価により決まり、補助金額は 60,000 円 となります。

例 3 撤去長さ 20m、撤去費用の見積金額 300,000 円の場合

- ・見積り $300,000 \text{ 円} \times 1/2 = 150,000 \text{ 円}$
- ・メートル単価 $20 \text{ m} \times 6,000 \text{ 円} = 120,000 \text{ 円}$
- ・限度額 $\underline{100,000 \text{ 円}}$

上記を比較して低い額を採用しますので、限度額により決まり、補助金額は 100,000 円 となります。

※「撤去長さ」「撤去費用」は、補助対象となる塀等の「撤去長さ」「撤去費用」です。

※木密4地区（木造住宅密集地域4地区）については、補助要件が一部異なります。